北広島市一般旅客自動車運送事業者感染症対策等支援金のご案内

**１　趣旨**

市民生活に必要な公共交通の維持及び確保に努める一般旅客自動車運送事業者に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る支援として、登録台数に応じて支援金(定額)を交付します。

**２　対象者**　　※以下の要件をすべて満たす事業者が対象です

・令和4年4月1日時点において、道路運送法第4条第1項の許可を受けている

・営業に当たり新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る対策を適切に実施し、かつ、支援金の申請日以後においても事業を継続する意思がある

・「市内に本店（個人事業者にあっては住所）又は営業所を置いている」又は「市内の生活バス路線（高速バス路線、市の区域内にある停留所がすべて乗車専用又は降車専用であるバス路線を除く。）を運行している」

**３　支援金の額**

≪市内に本店又は営業所を置いている事業者≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 市内事業所に配置する登録車両（緑ナンバー車両）の台数 | 支援金の額 |
| 法人事業者、個人事業者　 | 40台以上 | 30万円 |
| 2台～39台 | 20万円 |
| 1台 | 10万円 |

　※複数の一般旅客自動車運送事業を営んでいる場合にあっては合算した台数で算出します。

　※市内の生活バス路線を運行する事業者については、平日1日当たり市内を走行する登録車両のバスの台数を基に算出します。

**４　申請手続**

（１） 申請書類

　　　・一般旅客自動車運送事業者感染症対策支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）

　　　・誓約書兼同意書（別記第2号様式）

・（個人事業者の場合）振込先の通帳等の写し

（２） 申請方法

原則として郵送申請をお願いします。

　　　・送料は申請者様での御負担をお願い致します。

　　　・未着を防ぐため、配達履歴が確認できる方法（配達記録、簡易書留等）でお願い致します。

 宛 先

061-1192　北広島市中央4丁目2番地1

　　　　　　北広島市役所企画財政部企画課公共交通担当　宛

 申 請 期 限

**令和４年８月３１日（水）必着**

**５　よくあるご質問**

Ｑ．新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に実施しているとはどのようなものですか。

Ａ．特に定めはありませんが、乗務員のマスク着用、利用者との間の飛沫防止シートの設置、消毒液の設置等が挙げられます。

Ｑ．国や道の給付金や補助金を申請している場合でも、本支援金の申請はできますか。

Ａ．北広島市独自の支援金のため、問題ありません。

Ｑ．申請の流れを教えてください。

Ａ．申請書を提出いただいてから、審査を行った上で、交付決定通知を送付します。交付決定通知を送付後2週間程度で、指定口座に入金予定です。

Ｑ．支援金の活用用途の指定はありますか。

Ａ．特にありませんが、原油価格・物価高騰や感染拡大防止に係る対策などにご活用ください。

お問合せ先

北広島市企画財政部企画課公共交通担当

電話　011-372-3311（内線3606）

メール　kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp

担当　、、